

西院溝崎町地区地区計画

都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel.(075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺町御地上る上能楽町488

位置：京都市右京区西院溝崎町，西院南寿町，西院西中水町及び下京区西七条八幡町の各一部
面積：約3.2ヘクタール



【地区計画の目標】

当地区及びその周辺は、新京都市基本計画において生産機能の高度化とともに、周辺環境と一体的なリストラクチャリング（構造転換）を誘導すべき地区として位置付けられています。

このような当地区に地区計画を策定することにより、周辺環境と調和した都市機能の育成を図ります。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用の方針

生産施設の高度化と並行して、敷地内緑地を促進する等、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

○地区施設の整備方針

五条通に面する植樹帯を地区施設（緑地）として位置付けることにより、ゆとりと潤いのある都市環境の形成を図ります。

○建築物等の整備方針

建築物の用途を生産施設及びその付帯施設等に限定することにより、用途の純化を進め、工業機能の増進を図るとともに、壁面の位置の制限を行うことにより、ゆとりのある街区の形成を図ります。

【地区整備計画】

○地区施設の配置及び規模（下図（地区計画及び地区整備計画 区域図）を参照）

緑地 約 0.16 ヘクタール

○建築物等の用途の制限

建築基準法別表第2（わ）項に掲げる建築物は建築してはならない。

○壁面の位置の制限

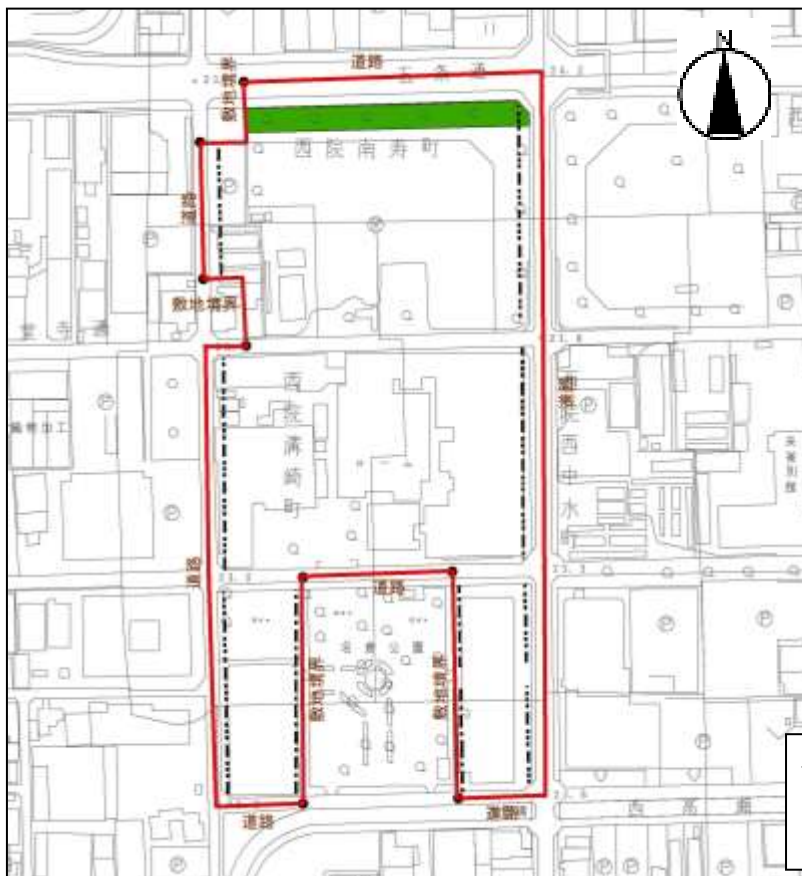
- 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から春日通及び春日西通までの距離の最低限度は3メートルとする。
- 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画公園名倉公園までの距離の最低限度は1メートルとする。
- 3 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。

○かき又はさくの構造の制限

敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、次の各号の一に掲げるもので、高さは1.8メートル以下でなければならない。ただし、門及び施設管理上やむを得ないと認められるものについては、この限りではない。

- 1 生垣
- 2 高さ60センチメートル以下のレンガ積み又は石積み等の上に植栽を施したもの
- 3 柵と植栽を組み合わせたもの

【地区計画及び地区整備計画 区域図】



凡例
地区計画区域及び地区整備計画区域
壁面の位置の制限
- · - · - 1メートル
- · · · - 3メートル